

2008年10月10日

**代引きサービスは、商品販売支援業であって、金融業ではない**

委員 芝崎健一

代引きサービスとは、標準貨物自動車運送約款(平成15年3月国土交通省告示第百七十号)60条に規定されている通り、物流業者が附帯業務として行うサービスであり、言わば、商品販売支援業とも言うべきサービスである。

物流業者が提供する様々な物流サービスの中から、お金を扱う一面だけをとりまえて、代引きだけ金融業として位置づけることは、いかにも牽強付会の論と言わざるを得ない。代引きとは、飲食店や商店などが日常的に商品代金を扱う商売と基本的には同じであって、商品の販売支援業である。

決済WGの使命は、現在銀行業にのみ認められている決済サービスへの他業種からの参入拡大を検討するなど、規制緩和を目的としているものと理解している。然るに、代引きに関する議論においては、供託金や参入規制など、消費者保護やマネロン防止を大儀名分として、問題のない事業に対する規制強化ばかりが議論されている。よって、私は当WGのメンバーとして、規制強化に陥るような過ちを犯してはならず、代引きは規制すべきではないと考えている。

下記の三つの事例を鑑みて、このような主張が正鵠を射たものと確信する。

1) 代引き業とは蕎麦屋の出前部分だけを委託された商売だ、と考えれば分かりやすい。代引きの基本形は、蕎麦屋さんから頼まれて、蕎麦を家庭へ届けて代金を受け取り、代金を蕎麦屋さんに渡して、サービス料金を蕎麦屋さんから收受しているのと同じだ。代引き業者

は蕎麦屋さんだけでなく、酒屋さんからも米屋さんからも出前を委託されているので、お金の管理が必要だから収納代行業であるというもっともらしいネーミングを付けて金融業だというのは、いかにも無理がある。出前業者が倒産すると消費者が蕎麦代を二重請求される危険があるから規制すべきとの論は、蕎麦と代金は引き換えが前提なのだから、杞憂というべきだ。

2)江戸時代の呉服店の頃から百貨店には、番頭さんが何点かの反物を持参し、お得意様の自宅で商品を選んでもらいながら販売する仕組みが存在した。現代の通信販売にも同じパターンが存在する。例えば靴を三足届けて、そのうちの足に合った一足を買ってもらうのだ。代引き業者の仕事は、三足を届けることと返品された二足と一足の代金を通販会社に戻す機能を提供することで、販売業の支援をしているに過ぎない。すなわち、番頭さんの仕事がアウトソーシングされていることになる。これを金融業と捉えるべきか販売支援業と捉えるべきかは明白である。

3)消費者保護を目的として、悪徳業者の参入を防止するために、代引き業者の登録制度を取り入れなければならないとの主張は、余りにも観念論的で、現実とかけ離れた、ためにする議論だ。代引き業者は、商品販売業者から依頼されて輸送と集金だけを担っているのだから、代引き業者がお金の面で消費者に迷惑を掛けるケースなど考えられない。その証拠に、金融庁が代引きに関連した不祥事件の報道等として例示しているケースには、代引き業者自体に起因するものは一切無い。なお、世の中には、代引きを利用して詐欺を企てる悪い人間が存在することは否定しない。それは警察などの問題であって、金融庁が代引き業者を規制の対象にしても、消費者を保護することにはならない。

以上